

(い) 姿図

の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平22条例15・旧第13条線下)

(運営委員会)

第15条 地区センターの適正かつ円滑な運営を図るため、川根地区センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、第3条各号に掲げる事業の企画及び実施につき調査審議するものとする。

3 委員会の委員の定数は、6人以内とする。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 学校教育関係者

(3) 社会教育関係者

(4) 家庭教育関係者

(5) 地域の代表者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(平22条例15・追加)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平22条例15・旧第14条線下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに川根町町民センターの設置及び管理に関する条例(昭和57年川根町条例第7号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則 (平成22年3月30日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の島田市川根地区センター条例(以下「新条例」という。)第4条第1項の許可その他川根地区センターの使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の



公民館及び公民館類似施設の休館日の変更について

公民館及び公民館類似施設の休館日について、下記のとおり変更いたします。

記

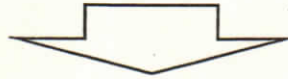
1. 変更点

【旧条文】

(休館日)

第3条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合には、これを変更することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 教育委員会が管理上必要と認める日



【新条文】

(休館日)

第3条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合には、これを変更することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 毎月第3日曜日
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (5) 教育委員会が管理上必要と認める日

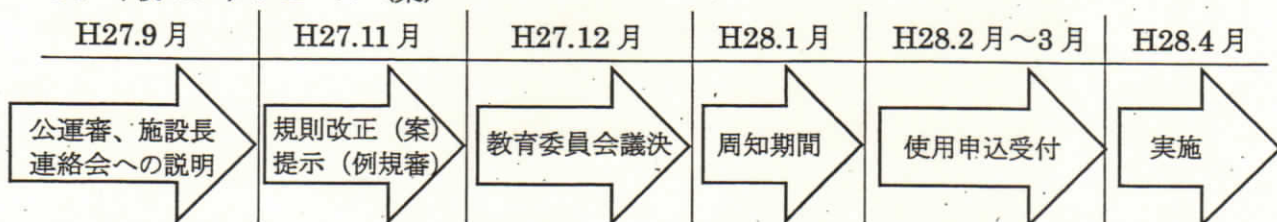
参考：島田市立公民館条例施行規則

※休館日の変更により、年間の休館日は10日程度増加する見込み。

2. 変更理由

- ・効率的な勤務体制を組めるようにする。
- ・施設の稼働日数の減少により、光熱水費の節約につながる。
- ・開館日への利用が集中し、稼働率の上昇につながる。
- ・家庭の日の趣旨を尊重し、近隣市と同様に第3日曜日を休館日とする。

3. 今後のスケジュール（案）



※市民への周知方法は、広報（2月号）、HP、公民館だより、チラシ掲示、申込時チラシ配布にて周知する。